

鎌ヶ谷市市民活動総合保険のご案内

市民公益活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です

制度の特徴

■保険料は不要です

市民公益活動をする方が安心して活動できるように、鎌ヶ谷市が保険料を負担し保険会社と契約しています。

■事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます

活動の具体的内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。鎌ヶ谷市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

対象となる活動

市民活動を行うために5名以上の者により自主的に結成された団体で鎌ヶ谷市市民活動推進センターに登録された団体（登録をしていない団体にあっては、構成員の70%以上が本市に住所を有する市民であり、市内に活動の拠点を有する団体）、町会・自治会が、自主的に行う公益的な活動であって以下①～⑥の要件を満たすもの及び、市主催・共催事業に参加しているボランティア。

- ① 日本国内の活動
 - ② 報酬その他の収益（実費弁償に係るものを除く）を目的としていない
 - ③ 計画的・継続的に行われている活動
 - ④ 政治、宗教、営利、自助、懇親を目的とした活動でない
 - ⑤ 学校の管理下における活動でない
 - ⑥ 構成員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動でない
- ただし、町会・自治会が行うものについては対象となる場合もあります。

よくある事故の例・事故防止のポイント

- 地域の防犯パトロールや公園の清掃中に、段差につまずいて転んだ。
→ 転倒によるケガが多く発生しています。足元には充分注意しましょう。疲れる前の休憩も大切です。
- 行事の会場へ行くときに、足を滑らせて転んだ。
→ 活動場所へは時間に余裕を持って、焦らずに行きましょう。活動を終えてホッとしている帰り道も油断禁物です。
- 地域の行事の準備中にハシゴから落下した。
→ 大きな行事では、高所での作業や重いものを運ぶことが多く、大ケガに至る事故が発生しています。「複数人で作業をする」「事前の安全確認を行う」など、事故防止の対策をとりましょう。
- 草刈り機で草刈り中、小石をはねて他人の車のガラスを割った／近くにいた人を傷付けた。
→ 機械を使った作業は大事故につながりやすく、危険度が高い活動です。周囲の確認を充分に行いましょう。

対象となる市民公益活動の例

地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯活動（暴力追放運動、防犯対策の啓発活動など） ・ 防火・防災活動（防災訓練、防火・防災に関する啓発広報活動） ・ 清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他の公共施設の清掃） ・ リサイクル運動 ・ 交通安全活動 ・ 害虫防除・駆除の環境衛生活動 など
社会奉仕・社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話） ・ 在宅老人・身障者等のホームヘルプ ・ ガイドヘルプ ・ 手話通訳 など
青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会 ・ 地域の青年会等の指導育成活動 など
町会・自治会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会・自治会の主催する公益的な活動や行事への参加 ※直接の参加者（総会や理事会に出席する役員など、参加者として名簿等で把握されている人）が対象。観覧者など事業の直接の参加者ではない不特定多数の人は対象外。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が地域社会へ貢献することや、市政へ協力することを目的とした市主催・共催事業（イベント）への参加 ※イベントや講座などの直接の参加者（当日の指導者やスタッフなど運営側として名簿等で把握されている人）が対象。事業の直接の参加者ではない不特定多数の者（観覧者など）や受講者は対象外。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市主催・共催事業（イベント）への協力活動 ※実施・運営に携わるボランティアスタッフ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が責任をもつ事業に参加しているボランティア 	

対象とならない活動の例・留意点

- ① 勤務や職業としての活動、委託契約に基づく活動（報酬の有無にかかわらず対象外）
- ② 公務災害等の補償がある、非常勤特別職の地方公務員としての活動
- ③ 学校管理下での活動
例：授業や課外活動で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方
- ④ 単位取得や学習のために行う活動
例：学校の宿題として課された活動
- ⑤ 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動（ただし、交通費・食費など、実費の支給は可）
- ⑥ 一時的、突発的な善意の行為
例：突然倒れた人を助ける行為など、一時的な手伝い
- ⑦ 親睦が目的の活動、サークル活動
例：団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動
- ⑧ 互助的な活動
例：団地の敷地内の清掃、PTA活動、共有財産の管理、ゴミ捨て場の清掃
- ⑨ 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- ⑩ 政治、宗教、営利に関わる活動

対象となる事故・補償金額（保険金額）

賠償責任事故

市民公益活動中に、市民活動団体や市民公益活動の指導者及びスタッフの過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます（道義上の責任のみでは支払対象となりません）。

免責金額（自己負担額）5,000円を超える部分について支払われます。

区分	補償限度額	自己負担額	内容
身体賠償	1人 6,000万円 1事故 2億円	5,000円	過失により、他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 100万円		過失により、他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	1事故 100万円 保険期間中の限度額 1,000万円		過失により、他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故

市民公益活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、市民公益活動の指導者及びスタッフが死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。

区分	補償限度額	内容
死亡	1人 200万円	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
後遺障害	1人 200万円	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じたとき
入院	1人 日額3,000円	事故発生の日から180日までの入院を限度とする
通院	1人 日額2,000円	事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする

対象とならない事故の例

賠償責任事故・傷害事故 共通	
<ul style="list-style-type: none"> 賠償補償対象者の故意又は重過失 地震、噴火、津波、洪水、その他天災 戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒ぎ 保険契約に定めるもの 	
賠償責任事故	傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> 地震、噴火、津波、洪水、その他天災 補償対象者と同世帯の親族に対する賠償責任 賠償補償対象者が占有、使用若しくは管理をする車両によるもの 施設外における動物によるもの 1事故につき損害額が5,000円以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症、日射病細菌性食中毒を除く）又は心神喪失によるもの 傷害補償対象者の自殺、犯罪又は闘争行為によるもの 他覚症状のないむちうち症 傷害補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転 公務災害補償の適用を受けるもの スポーツ活動を目的として結成された団体の行うスポーツ活動に参加したことによるもの

事故が起こった際の手続き方法

1 市への連絡

- 事故が発生した場合は、30日以内に市民活動推進課まで電話（047-445-1274）等でご連絡ください。
休日を除く月～金曜日の8時30分～17時00分をお願いします。

2 事故報告書の提出

- 事故報告書（指定様式）に下記の書類を添えて、市民活動推進課へ提出してください。

- ① 団体の概要が把握できる書類(会則・規約等)
- ② 事故発生日、場所、時間などが把握できる資料(パンフレット等)
- ③ 事故発生状況等が把握できる資料(現場の案内図、見取図、写真等)
- ④ 当日の指導者、スタッフ、参加者の名簿及び活動プログラム
- ⑤ 事故証明書(交通事故の場合)

- 市は、保険会社を通じて事故が市民公益活動中の事故であるか判定し、その事故が市民公益活動中のものであるときは、保険会社に対し通知をします。

3 保険会社からの連絡

- 保険会社から連絡がありますので、対応方法や必要書類などについて打ち合わせを行います。

- 保険の認定にあたり、以下の書類が必要となる場合があります。

- ① 団体の概要が把握できる書類(会則・規約等)
- ② 事故発生日、場所、時間などが把握できる資料(パンフレット等)
- ③ 事故発生状況等が把握できる資料(現場の案内図、見取図、写真等)
- ④ 当日の指導者、スタッフ、参加者の名簿及び活動プログラム
- ⑤ 事故証明書(交通事故の場合)
- ⑥ 領収書(損害賠償事故の場合)
- ⑦ 診断書

4 保険金の受領

- 補償金支払の対象となった場合には補償の対象となる人や、市に支払通知書が送付されます。

★この保険制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。
対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。

★この保険制度は、市民活動への直接の参加者（当日の指導者やスタッフとして名簿等で把握されている人など）が対象となります。直接の参加者でない不特定多数の方は対象外となりますので、不特定多数の方が来場する行事等を実施する場合には、民間保険会社の行事保険（レクリエーション保険）等への加入をおすすめします。